

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>地域課題の解決を通じ、県内自治体等とスタートアップとの官民連携を促進するためのマッチングに向けた支援、マッチング後の課題解決に向けた実証実験の伴走支援を行う。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本事業を効果的に実施するためには、営利を追求しない自治体とビジネスの急成長を目指すスタートアップという、一見すると相反する両者にとって、相互にメリットのある実証プロジェクトの推進支援という、非常に高度な企画力、調整力及び専門性が求められる。</p> <p>また、自治体とスタートアップとのマッチングに向けて、スタートアップの探索、選定方法は提案者によって異なり、最適なマッチングを行う上では、提案者のスタートアップやベンチャーキャピタル等の支援機関とのネットワークが非常に重要である。</p> <p>このため、業務委託契約の相手方を選定するに当たっては、単なる価格競争ではなく、スタートアップ等との広範なネットワークを有し、スタートアップとの官民連携支援に関する専門的知識・経験を有する者による具体的な提案に基づき、本事業に係る適格性を総合的に判断する必要がある。</p> <p>以上のことから、「一般公募型プロポーザル」により広く企画提案を募集し、優秀な提案を行った者を委託業者として選定し、随意契約を行うのが適当である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>契約を締結しようとする「株式会社アルファドライブ」は令和8年4月10日に開催した「令和8年度スタートアップとの官民連携促進事業委託業務プロポーザル評価会議」での評価結果をもとに、契約候補者として選定したものである。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる